

## 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第4条に基づく 観光圏整備計画の作成について

観光圏整備計画については、次頁以下に示す項目（目次参照）ごとに、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）の規定、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「活性化法」という。）の規定、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成20年7月23日農林水産省・国土交通省告示第3号）の内容及び定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成19年8月2日農林水産大臣公表）の内容並びに以下に示す記載要領等を踏まえつつ作成すること。

### 第1 全般的留意事項

- 1 用紙は、A4縦長左とじ（横書き）とすること。
- 2 観光圏整備計画は、長期的視野に立って策定されるべきであり、今後概ね5年間における事業内容等を中心とするものとする。
- 3 観光圏整備計画の作成にあたっては、観光圏整備法第4条第4項に基づき、地域の住民、近隣の地方公共団体や公共交通事業者等幅広い関係者の意見を予め聴取し、必要な措置を講じること。
- 4 観光圏整備計画を定めたとき及びこれを変更したときは、別紙により地方運輸局企画観光部観光地域振興課（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局運輸部企画室）を經由して、国土交通大臣及び農林水産大臣あて送付するものとする。
- 5 観光圏整備計画の策定に関し、事前相談・問い合わせ等がある場合には、管轄の地方運輸局（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局）若しくは地方整備局（北海道にあっては、北海道開発局）又は以下の問い合わせ先まで連絡すること。

なお、観光圏整備計画に観光圏整備法第4条第6項に規定される農山漁村交流促進事業を定め、観光圏整備法第9条の活性化法の特例を利用し、活性化法第6条の規定に基づく交付金（以下「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」という。）を申請しようとする場合は、管轄の地方農政局農村計画部農村振興課（北海道にあっては、農林水産省大臣官房企画評価課農山漁村活性化支援室、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局農林水産部経営課）に連絡すること。

#### ・観光圏整備計画全般に関する問い合わせ先

国土交通省総合政策局観光地域振興課 電話：03-5253-8326（直通）

#### ・農山漁村交流促進事業に関する問い合わせ先

（本年7月まで）

農林水産省大臣官房企画評価課農山漁村地域活性化支援室

電話：０３－３５０１－０８１４（直通）  
（本年８月以降）  
農林水産省農村振興局農村整備官農山漁村地域活性化支援室  
電話：０３－３５０１－０８１４（直通）

## 第２ 観光圏整備計画の構成等

### １ 計画の名称

例）〇〇〇観光圏整備計画

### ２ 目次

- (1)観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針
- (2)観光圏の区域
- (3)滞在促進地区の区域
- (4)観光圏整備計画の目標
- (5)観光圏整備事業に関すること
- (6)計画期間等
- (7)その他市町村又は都道府県が必要と認める事項
- (8)協議会に関する資料等
- (9)住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容

### ３ 参考資料

圏域図：県市町村界を示した地図に、観光圏の区域及び滞在促進地区の位置を示すこと。

## 第３ 記載要領

### １ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

観光圏整備計画を作成するにあたっての基本的施策の方向性やブランド戦略等の基本方針について、簡潔に記載する。

### ２ 観光圏の区域

観光圏を構成する都道府県名、市町村名、区域名を記載する。

### ３ 滞在促進地区の区域

区域（名称、番地等地理的範囲）、設定理由、宿泊施設の軒数を記載する。

### ４ 観光圏整備計画の目標

観光振興に関する数値目標を計画策定年度から概ね５年間について設定すること。

例）・観光圏の年間観光客入れ込み数、リピーター率

- ・観光圏の圏域における年間の宿泊客数、一人あたりの平均宿泊数、宿泊施設の稼働率
- ・年間観光消費額

地域住民等を中心とする観光まちづくり主体の確立による継続的・自立的な活動体制の確立見通しについて、記載することがあれば記載する。

### ５ 観光圏整備事業に関すること

以下の項目ごとに、事業の概要、実施主体の概要、実施期間について記載する。

(記載例)

(1) 宿泊魅力の向上に関する事業

- ・〇〇地区泊食分離事業（H20～21）

実施主体：JA、飲食店、宿泊施設

(2) 観光コンテンツの充実に関する事業

- ・〇〇地区漁業体験プログラム開発事業（H20）

実施主体：漁業協同組合、宿泊施設、観光協会

(3) 交通・移動の利便性向上に関する事業

- ・〇〇地区観光周遊バス運行事業（H20～25）

実施主体：バス事業者、観光協会

(4) 観光案内・観光情報の提供に関する事業

- ・〇〇〇観光圏おでかけ便利帳作成事業（H20～25）

実施主体：各地区の認定観光案内所

(5) 農山漁村交流促進事業（観光圏整備法第9条）

- ・事業の区域は、活性化法第3条を満たす地域としての区域設定の考え方と面積（Oha）を記載する。

- ・事業名（メニュー名）ごとに市町村名、事業主体、実施年度を記入する。

(6) その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

- ・〇〇〇観光圏モニタリング調査事業（H20～）

・実施主体：観光協会

## ○農山漁村交流促進事業を記載する場合の留意事項

市町村又は都道府県が観光圏整備計画に農山漁村交流促進事業を定めて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の申請を行う場合は、本通知のほか、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱」（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領」（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産大臣官房長通知）、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」（平成20年4月1日付け企第276号農林水産大臣官房長通知）等に基づき行うこと。

なお、観光圏整備法第4条第6項の規定により、観光圏整備計画において、農山漁村交流促進事業のうち活性化法第5条第3項に規定する農林漁業団体等が実施するものを定める場合には、当該団体等の同意を得ることが必要であることに注意すること。

(注) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画の審査の際に、同交付金実施要綱第4の1(1)に定められた添付書類（図面、交付対象事業別概要及び事前点検シート）を農林水産省が指定した期間に別途提出することが必要であるので注意すること。

なお、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関する文書、添付書類の提出時期等については、農林水産省ホームページ ([http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k\\_project/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html)) にも掲載されているので参考とされたい。

## 6 計画期間等

計画期間及び見直しの手順について記載する。

## 7 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

例えば、地域住民の協力に関する施策など、観光圏整備計画を実施する上で必要とされる事項があれば記載する。

また、観光圏整備事業の前提となる社会資本整備、公共交通活性化、地域再生・地域活性化を目的とする政府の関連施策等に係る既存の計画について、必要に応じて記載する。

## 8 協議会に関する資料等

協議会が組織されている場合は、規約、協議結果等を添付する。また、協議会が設置されていない場合は、観光圏整備事業を実施すると見込まれている者との協議実績・結果を記載する。

## 9 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

住民代表の協議会への参加やパブリックコメント等の実施状況（提出された意見及び観光圏整備計画への反映結果を含む。）を記載する。

(別紙)

平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 あて  
国土交通大臣 あて

〇〇県知事                      〇〇市長  
〇〇府知事                      又は 〇〇市長  
〇〇県知事                      〇〇町長

#### 観光圏整備計画の送付について

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第4条第1項に基づき、観光圏整備計画を別添のとおり定めたので、同条第7項の規定に基づき送付します。

#### 担当者連絡先

自治体名（複数ある場合の代表者）  
担当部局・課  
担当者名  
連絡先（電話番号、E-mail アドレス）